

## 果樹農業好循環形成総合対策等事業業務方法書実施細則

平成 19 年 10 月 18 日制定	平成 26 年 6 月 18 日承認
平成 20 年 7 月 3 日承認	平成 27 年 6 月 30 日承認
平成 23 年 9 月 12 日承認	平成 28 年 6 月 30 日承認
平成 24 年 8 月 15 日承認	平成 29 年 6 月 26 日承認
平成 25 年 7 月 10 日承認	平成 30 年 6 月 29 日承認

### (事業実施の申し込み)

第 1 条 果樹農業好循環形成総合対策等事業に参加する者は、別記様式 38-1 号、38-2 号に基づき実施申込みをする。

### (会費)

第 2 条 会費については、果樹対策事業に係る会費取扱要領に基づき納入するものとする。

### (補給金の対象経費)

第 3 条 果樹農業好循環形成総合対策等事業に係る業務方法書（以下「果実業務方法書」という。）第 3 章第 2 節の事業に係る補給金の対象経費は、別表 1 のとおりとする。

### (補助対象経費等)

第 4 条 果実業務方法書第 4 章第 2 節から第 9 節の事業に係る補助対象経費、補助率及び採択要件等は、別表 2 から別表 9 のとおりとする。

### (事業実施の手続等)

第 5 条 果実業務方法書に定める事業等の実施に係る手続及びその様式は、下表のとおりとする。

手 続	様式番号
1 果実需給安定対策	
(1) 生産出荷計画承認申請書(JA、商業協同組合)	別記様式1号
(2) 生産出荷計画(実績)総括表(全農あおもり、りんご商協連)	別記様式2号
(3) 生産出荷計画(実績)総括表の提出について(県果協)	別記様式3号
(4) 生産出荷実績報告書(JA、商業協同組合)	別記様式4号
2 果実計画生産確認事業	
(1) 果実計画生産推進計画承認(変更承認)申請書	別記様式5号
(2) 果実計画生産推進補給金交付申請書	別記様式6号
3 果樹経営支援対策事業	
(1) 果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)	別記様式7-1号
(2) 特認事業(防霜・防風設備)整備計画書(個人記入用)	別記様式7-2号
(3) 農地中間管理機構に係る整備計画書(実績報告書)	別記様式7-3号
(4) 追加的経費を必要とする改植に係る整備計画書(実績報告書)(特認団体・担い手)	別記様式7-4号
(5) 果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者(確定報告)産地総括表	別記様式8-1号
(6) 特認事業(防霜・防風設備)整備計画書(産地協議会用)	別記様式8-2号

手 続	様式番号
(7) 果樹経営支援対策整備事業のうち特認植栽と廃園事業の産地調整表	別記様式8-3号
(8) 果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者(確定報告)産地の概要	別記様式8-4号
(9) 急傾斜地等から平地等への移動改植に係る整備計画書	別記様式8-5号
(10) 果樹経営支援対策推進事業実施計画(実績報告)	別記様式9号
(11) 果樹経営支援対策整備事業実施計画に係る事前(事後)確認の依頼	別記様式10号
(12) 果樹経営支援対策整備事業に係る事前(事後)確認の報告	別記様式11-1号
(13) 果樹経営支援対策整備事業のうち定額補助改植に係る生育状況確認	別記様式11-2号
(14) 果樹経営支援対策整備事業産地協議会記載表	別記様式12-1号
(15) 果樹経営支援対策整備事業産地協議会記載表(定額補助の改植分)	別記様式12-2号
(16) 果樹経営支援対策事業実施計画(及び果樹未収益期間支援事業対象者)(変更)承認申請書	別記様式13号
(17) 果樹経営支援対策事業実施計画(及び果樹未収益期間支援事業対象者)の承認(変更承認)協議	別記様式14号
(18) 果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業)補助金(変更)交付申請書(支援対象者)	別記様式15-1号
(19) 果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業)補助金(変更)交付申請書の提出(窓口団体)	別記様式15-2号
(20) 果樹経営支援対策事業実績(及び果樹未収益期間支援事業対象者確定)報告書兼補助金支払請求書(支援対象者)	別記様式16-1号
(21) 果樹経営支援対策事業実績(及び果樹未収益期間支援事業対象者確定)報告書兼補助金支払請求書の提出(窓口団体)	別記様式16-2号
(22) 果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業対象者)に係る実施計画(補助金交付申請・実績報告兼支払請求)の提出(協議会)	別記様式17号
(23) 産地構造改革ポイント記入表	別記様式18号
(24) 交付決定前着工届	別記様式19号
(25) 生産性向上が期待される技術の承認申請書	別記様式20号
(25) 果実等生産出荷安定対策事業業務方法書別表3の2に基づく未収益期間支援事業の対象果樹に係る承認申請	別記様式21号
(27) 果樹経営支援対策事業等で改植等を実施した園地の改変に係る届出書	別記様式22-1号
(28) 果樹経営支援対策事業等で改植等を実施した園地の改変に係る届出書	別記様式22-2号
(29) 果樹経営支援対策事業で傾斜緩和等を実施した園地の改変に係る届出書	別記様式23号
(30) 果樹経営支援対策事業等で取得又は効用の増加した施設等の災害報告書	別記様式24号
(31) 果樹経営支援対策事業等で取得又は効用の増加した施設等の増築届出書	別記様式25号
(32) 果樹経営支援対策事業等で実施した改植等に係る補助金の返還について	別記様式26号
(33) 果樹経営支援対策事業推進事務費に係る実施計画(変更)承認申請書	別記様式27号
(34) 果樹経営支援対策事業推進事務費に係る補助金(変更)交付申請書	別記様式28号
(35) 果樹経営支援対策事業推進事務費に係る実績報告兼補助金支払請求書	別記様式29号

手 続	様式番号
<p>4 緊急需給調整特別対策事業</p> <p>(1)産地緊急需給調整事業実施計画承認申請書</p> <p>(2)青森県緊急需給調整事業実施計画協議申請書</p> <p>(3)産地調整実績報告書</p> <p>(4)青森県緊急需給調整事業実績報告書</p> <p>(5)産地緊急需給調整事業補給金(変更)交付申請書</p>	<p>別記様式30号</p> <p>別記様式31号</p> <p>別記様式32号</p> <p>別記様式33号</p> <p>別記様式34号</p>
<p>5 果汁特別調整保管等特別対策事業</p> <p>(1)果汁特別調整保管等対策事業実施計画(変更)承認申請書</p> <p>(2)果汁特別調整保管等対策事業実績報告書</p> <p>(3)果汁特別調整保管等対策事業補助金交付申請書</p>	<p>別記様式35号</p> <p>別記様式36号</p> <p>別記様式37号</p>
<p>6 事業実施の申込み</p> <p>(1)果実等生産出荷安定対策事業実施申込書</p> <p>(2)果実等生産出荷安定対策事業実施申込書(果樹経営支援対策整備事業)</p>	<p>別記様式38-1号</p> <p>別記様式38-2号</p>
<p>7 国産果実競争力強化事業</p> <p>(1)国産果実競争力強化事業実施計画の(変更)承認申請書</p> <p>(2)国産果実競争力強化事業補助金の(変更)交付申請書</p> <p>(3)国産果実競争力強化事業の実績報告兼支払請求書</p>	<p>別記様式39号</p> <p>別記様式40号</p> <p>別記様式41号</p>
<p>8 加工原料安定供給連携体制構築事業(加工原料用果実の選別、出荷の取組)</p> <p>(1)加工原料安定供給連携体制構築事業(加工原料用果実の選別、出荷の取組)実施計画の(変更)承認申請書</p> <p>(2)加工原料安定供給連携体制構築事業(加工原料用果実の選別、出荷の取組)補助金の(変更)交付申請書</p> <p>(3)加工原料安定供給連携体制構築事業(加工原料用果実の選別、出荷の取組)の実績報告兼支払請求書</p>	<p>別記様式42号</p> <p>別記様式43号</p> <p>別記様式44号</p>
<p>9 加工原料安定供給連携体制構築事業(作柄安定技術等の導入の取組)</p> <p>(1)加工原料安定供給連携体制構築事業(作柄安定技術等の導入の取組)実施計画の(変更)承認申請</p> <p>(2)加工原料安定供給連携体制構築事業(作柄安定技術等の導入の取組)補助金の(変更)交付申請</p> <p>(3)加工原料安定供給連携体制構築事業(作柄安定技術等の導入の取組)補助金の実績報告兼支払請求</p>	<p>別記様式45号</p> <p>別記様式46号</p> <p>別記様式47号</p>

手 続	様式番号
10 果実輸出支援強化事業 (1) 果実輸出支援強化事業実施計画(変更)承認申請書 (2) 果実輸出支援強化事業補助金交付申請 (3) 果実輸出支援強化事業実績報告兼補助金支払請求書	別記様式48号 別記様式49号 別記様式50号
11 果樹生産性向上モデル確立推進事業 (1) 果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画の(変更)承認申請について (2) 果樹生産性向上モデル確立推進事業補助金(変更)交付申請書 (3) 果樹生産性向上モデル確立推進事業実績報告兼補助金請求書 (4) 果樹生産性向上モデル確立推進事業の実施状況の報告について (5) 果樹生産性向上モデル確立推進事業の目標達成状況の報告について (6) 果樹生産性向上モデル確立推進事業における改善計画について	別記様式51号 別記様式52号 別記様式53号 別記様式54号 別記様式55号 別記様式56号

## 附 則

(平成19年10月18日付け 青り第191号)

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成19年4月5日から適用する。

(平成20年 7月 3日付け 青り第 90号)

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成20年4月5日から適用する。

(平成23年 9月12日付け 青り第156号)

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(平成24年 8月15日付け 青り第152号)

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

(平成25年 7月10日 理事会)

1. この実施細則は、平成25年5月1日から適用する。

(平成26年 6月18日 理事会)

1. この実施細則は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年 6月30日 理事会)

1. この実施細則は、平成27年4月9日から適用する。

(平成28年 6月30日 理事会)

1. この実施細則は、平成28年4月1日から適用する。

(平成29年 6月26日 理事会 )

1. この実施細則は、平成29年4月1日から適用する。

(平成30年 6月29日 理事会 )

1. この実施細則は、平成30年4月1日から適用する。

別表 1 (計画生産確認事業関係)

経費の種類	対象経費の具体的内容						
1 計画的生産出荷の指導	<p>生産出荷目標の作成のための会議開催費、調査費、台帳整備費及び資料作成費、生産出荷計画の実施状況の確認のための確認担当者手当(果樹研究同志会等の指導者等果樹農業について知見を有する者に委嘱して実施した場合の委嘱手当を含む。)及び帳簿作成費、産地指導のための講習会開催費及び資料作成費等の経費</p> <p>下表に掲げる作業の計画的な推進に必要な共同作業の記帳手当、作業打合せ会議開催費及び講習会への参加費、同表の作業(改植を除く。)のうち次に掲げる要件を満たすものの実施に必要な人件費及び薬剤費等の経費</p> <p>ア 3戸以上の生産者が責任者を定めて共同で行うもの</p> <p>イ 指定果実出荷事業者又は指定果実出荷事業者が適当と認める果樹研究同志会、摘果推進集団等(個人を除く。)が責任者を定めて請負で行うもの</p>						
2 計画的生産の促進	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 748 550 792">対象とする作業</th> <th data-bbox="555 748 825 792">作業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 799 550 929">りんご</td> <td data-bbox="555 799 825 929">着果量の調整</td> </tr> </tbody> </table>	対象とする作業	作業の内容	りんご	着果量の調整	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="842 799 1391 929">県果協が定める着果量の基準に適合するようにするための仕上げ摘果、見直し摘果又は樹上選果</td> </tr> </tbody> </table>	県果協が定める着果量の基準に適合するようにするための仕上げ摘果、見直し摘果又は樹上選果
対象とする作業	作業の内容						
りんご	着果量の調整						
県果協が定める着果量の基準に適合するようにするための仕上げ摘果、見直し摘果又は樹上選果							

別表 2 (果樹経営支援対策事業関係)

経費の種類	対象経費の具体的内容
<p>1 整備事業</p> <p>(1) 優良品目・品種への転換</p> <p>ア 改植</p>	<p>ア 補助対象となる経費</p> <p>伐採・抜根費、伐採樹撤去費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等の経費</p> <p>イ 補助率</p> <p>a 主要果樹への改植</p> <p>定額 17万円/10アール</p> <p>b りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられるものに限る。)への改植(aに関わらず)</p> <p>定額 33万円/10アール</p> <p>c いずれの場合にも該当しない改植</p> <p>定率 2分の1以内</p> <p>注:主要果樹とは、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すももをいう。</p> <p>d 次の(a)又は(b)のいずれかの場合にあっては、次の額をa、bの額それぞれに加算する。ただし、(a)及び(b)の取組を重複して実施する場合であっても、加算の上限は2万円/10アールとする。</p> <p>定額 2万円/10アール</p> <p>(a) 農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と中央果実協会が認めた者が行う改植であって、一定の要件を満たす場合にあっては、次の額をa、bの額にそれぞれ加算する。</p> <p>(b) 農地を集積し急傾斜地から平地等に移動して行う改植であって、一定の要件を満たす場合</p>

経費の種類	対象経費の具体的内容
	<p>e 支援対象者の農地中間管理機構が定額の補助率の改植を行う場合であつて、年度ごとに額の確定を行う場合には、次のとおりとする。</p> <p>(a) 最初の年においては、改植に要した補助対象経費の2分の1の額とa、bの額の該当する額(dの額を加算した場合は加算後の額)のいずれか低い額とする。</p> <p>(b) 改植の完了した年度においては、a、bの額の該当する額(dの額を加算した場合は加算後の額)から上記(a)の額を差し引いた額とする。</p> <p>f 支援対象者の農地中間管理機構が定率の補助率の改植を行い年度ごとに額の確定を行う場合には、当該年度の改植に要した補助対象経費の2分の1以内とする。</p> <p>ウ イのaに関わらず、当該改植に係る費用、植栽の密度等の観点から、中央果実協会が生産局長と協議して認める主要果樹への改植にあつては、(イ)のbに定める補助率を適用する。</p> <p>エ 同一品種の改植  業務方法書第 36 条(1)のイの中央果実協会の実施細則に定める場合とは改植が必要な場合であつて、かつ次のいずれかの場合とする。</p> <p>① りんごのわい化栽培</p> <p>② 産地計画に生産性向上が期待される技術として位置づけられている技術を導入する場合</p> <p>③ 産地計画に位置付けられた優良系統(同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等の当該品種の通常系統と異なる優良な特性を持つとして通常系統と区分されて取引されている苗木を用いるものをいう。以下同じ。)を導入する場合</p> <p>④ 自然災害による被害を受けた園地にあつては、すでに生産性の向上が期待される技術が導入されている場合、又は、産地計画に記載されている優良品目・品種が植栽されている場合。</p> <p>オ 自然災害時の補助対象経費等  自然災害による被害を受けた園地の改植については、次の a の経費を補助対象に加えることができる。a の経費の補助率は b によるものとする。</p> <p>なお、業務方法書第 41 条 (3) の自然災害とは、一定の広がり地域において発生した自然災害であつて、県、市町村等の被害対策の検討、指導等により改植を必要と判断される被害を生じているものをいう。</p> <p>a 補助対象となる経費  改植と一体的に行う場合の果樹棚又はトレリスの設置に必要な資材費、改植を予定する被災した樹体の防除、枝落とし等の費用</p> <p>b 補助率 2分の1以内</p> <p>カ 自然災害時の提出資料  改植の申請に当たり産地協議会は、以下の事項を確認できる資料を本会に提出するものとする。</p> <p>a 被災証明書等(自然災害の被害、対策等が確認できる資料)</p> <p>b 改植の対象となる被災園地において補植的に改植する場合には改植実施箇所及び改植実施面積の算出根拠がわかる図面等</p> <p>キ 災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等を行った場合には、(ア)に関わらず、伐採・抜根・整地等に要した経費については、補助対象としない。</p> <p>また、補助率については、(イ)に関わらず2分の1以内とする。</p> <p>ク 改植単価の加算の要件  a イのdの(a)の一定の要件を満たす場合とは、農地中間管理機構が産地</p>

経費の種類	対象経費の具体的内容
	<p>協議会に参画し又は参画の予定があつて、果樹園地の集約化等の取組を行つており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(a) 2号遊休農地又は管理不良園地であつて、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が嵩む場合</p> <p>(b) 中央果実協会が以下の場合に該当すると認めた園地</p> <p>① 改植に伴い軽微な園地の改変が必要な園地であつて、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合</p> <p>② 産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めが予めなされている園地であつて、追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合</p> <p>b (イ)のdの(b)の一定の要件を満たす場合とは、地域の平均的な園地に比べ、傾斜、狭小等の地形的な理由により作業効率が悪い園地について、労働生産性の向上が見込まれる集約された園地への移動を行うものであつて、かつ、以下の要件を全て満たす場合とする。</p> <p>(a) 50 アール以上のまとまった農地に移動すること</p> <p>(b) 改植 8 年後までに①かつ②の目標を達成すること</p> <p>① 移動後の園地の 10 アール当たりの労働時間を産地の平均より 10%以上縮減すること。</p> <p>② 移動後の園地の 10 アール当たり販売額又は所得額を、移動前の園地に比べ 10%以上増加すること。</p> <p>(c) 次のいずれかに該当すること</p> <p>① 2号遊休農地又は管理不良園地であつて、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が嵩む場合</p> <p>② 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であつて、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合</p> <p>ケ クの a の柱がきの要件を満たし、かつ、クの a の(b)の②を満たす場合であつて、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、中央果実協会が認めた場合には、担い手が行う改植について、イのdの(a)の規定を準用する。</p> <p>コ クの(a)及びケの場合における改植の実施面積は、担い手に園地を集積・集約化する場合には、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化する場合には概ね10アール以上とする。</p>
(2) 小規模園地整備 ア 園内道の整備	<p>ア 補助対象となる経費 資材費、掘削費、労働費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
イ 傾斜の緩和	<p>ア 補助対象となる経費 重機リース代・燃料費、均平・法切り費、法面保護費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
ウ 土壌土層改良	<p>ア 補助対象となる経費 重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
エ 排水路の整備	<p>ア 補助対象となる経費 排水施設費(明きよ、暗きよ、貯水槽、ポンプ等)等の経費</p>

経費の種類	対象経費の具体的内容
(3) 廃園	<p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>ア 補助対象となる経費 伐採・抜根費、整地費、植林費等の経費</p> <p>イ 補助率</p> <p>a りんごの果樹園の廃園 定額8万円/10アール(8千円/100㎡)</p> <p>b 上記以外の果樹園の廃園 定率2分の1以内</p>
(4) 用水・かん水施設の整備	<p>ア 補助対象となる経費 揚水施設費、撒水施設費、自動制御装置費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
(5) 特認事業	<p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>(ア) 特認植栽については、補助対象経費は、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等の経費とする。</p> <p>(イ) 防霜設備、防風設備の整備について、補助対象経費は、設備の整備に要する防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設置費等の経費とする。</p> <p>(ウ) 新植については、補助対象経費は深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等の経費とする。</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>ウ 業務方法書第41条の(5)の実施細則に定める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当し又は該当することが確実であると認められ、産地計画において新植の対象品種又は優良系統((1)のアの(エ)の優良系統をいう。この場合、a から e において、「品種」とあるのは「優良系統」と読み替えるものとする。)として記載されている場合。</p> <p>a 当該産地において実需者等と安定的な契約取引(産地で果実を加工して出荷する場合にあっては、当該加工品についての契約取引。ただし、専ら規格外品等が用いられる場合を除く。)が行われている品種であること</p> <p>b 当該産地においてブランド化(他の地域、他の品種と差別化が図られて販売されているもの)されている品種であること。</p> <p>c 我が国において海外に輸出している品種であること</p> <p>d 当該品種又はその属する品目について、消費量が増加している、栽培面積が増加している又は輸入数量が多く国産ニーズがあること</p> <p>(イ) 過去5年以内に大規模基盤整備(受益面積が5ha以上の基盤整備(災害復旧等を除く)が完了した土地であって、すでに果樹の樹体が抜根されている土地に新植する場合。</p> <p>(ウ) 市町村から「青年等就農計画」の承認を受けた「認定新規就農者」が新植を行う場合。</p> <p>(エ) (1)のアの(ウ)のbの柱書並びに(a)及び(b)の要件を満たす改植の移動先の土地と地続きの土地において、産地計画の目標面積の範囲内で改植と同一の品目・品種の新植を行う場合</p>



経費の種類	対象経費の具体的内容
<p>2推進事業</p> <p>(1)労働力調整システムの構築</p> <p>(2)果実供給力維持対策・園地情報システムの構築</p> <p>(3)大苗育苗ほの設置</p> <p>(4)新技術等の導入・普及支援</p> <p>(5)販路開拓・ブランド化の推進強化</p>	<p>ア 補助対象となる事業及び経費 無料職業紹介所の設置その他の労働力調整システム構築のための先進事例調査費、会議資料費、農家等説明会資料費、農家等意向調査費、求人台帳等整備費、広報宣伝費、臨時雇用者等の就労前技術研修又は新規就農者の研修のための研修園借上料、指導員旅費・謝金等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費 (ア) 果実供給力維持対策 検討会開催、委員謝金・旅費、産地情報補完調査(アンケート・聞き取り調査)、産地情報分析のためのコンサルタント費、情報集約・整理のための機器のリース費</p> <p>(イ) 園地情報システムの構築 園地情報は握のための調査費、支援情報システムの構築のための園地情報入力費、GISデータ作成費、地図情報システム導入費、検討会出席旅費、情報端末機器導入費、荒廃園地発生抑制のための栽培管理の講師の招へい費、研修時の整枝費、防除費等の経費</p> <p>イ 補助率 果実供給力維持対策 定額 園地情報システムの構築 2分の1以内</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費 (ア) 大苗育苗ほの設置 苗木育苗ほ又は接木用穂木採ほ園の設置のためのほ場借地料、接木用台木購入費、接木用穂木購入費、苗木購入費、母樹購入費等の経費</p> <p>(イ) 穂木の配布用母樹の育成・維持強化 網室の整備費</p> <p>(ウ) 自然災害対応の苗木生産 苗木生産ほの設置のためのほ場借地料、穂木・台木購入費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費 新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借上料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料講師旅費・謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのICT機器等導入費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費 販路開拓を推進強化するための先進事例調査費、消費者・流通及び小売業者等の意向調査費、ブランド・マーケティング専門家招へい費、展示会出展費、ブランド検討のための委員等旅費・謝金、会場借料、非破壊検査機器の導入等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>

経費の種類	対象経費の具体的内容																	
(6)輸出用果実の生産・流通体系の実証	<p>ア 補助対象となる事業及び経費 輸出用果実の生産・流通体系を実証するための実証ほ借上料、実証用資材費、実証ほ試験設計・成績検討会資料印刷費、残留農薬分析費、輸出用防除暦印刷費、研修会講師旅費・謝金、研修会資料印刷費、研修旅費、輸出専用園地の設置に要する看板・モニタリングトラップ等資材費、GAP・トレーサビリティシステム検討会資料印刷費、マニュアル印刷費、システム借上日等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>																	
(7)産地キャリアプランの推進	<p>ア 補助対象となる事業及び経費 「産地キャリアプラン」の策定検討会開催、委員謝金・旅費、「産地キャリアプラン」リーフレット作成費、「産地キャリアプラン」情報発信のためのホームページ作成費・新聞広告費、研修園地借料、研究用機器リース費等</p> <p>イ 補助率 「産地キャリアプラン」の策定・情報発信 定額 研修関係 2分の1以内</p>																	
3 推進事務費	<p>ア 補助対象となる経費 下表に掲げる対象経費</p> <p>イ 補助率 定額</p> <p>ウ 推進事務費の使途の基準等 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援対策事業を行うに必要な次に掲げる経費</p> <table border="1" data-bbox="491 1014 1385 1850"> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 1014 550 1850" rowspan="8">対 象 経 費</td> <td data-bbox="550 1014 722 1178">旅費</td> <td data-bbox="722 1014 1385 1178">普通旅費(設計審査、検査等のために必要な旅費)日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費)委員等旅費(委員に対する旅費)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1178 722 1267">賃金</td> <td data-bbox="722 1178 1385 1267">日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1267 722 1312">共済費</td> <td data-bbox="722 1267 1385 1312">賃金が支弁される者に対する社会保険料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1312 722 1379">報償費</td> <td data-bbox="722 1312 1385 1379">謝金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1379 722 1559">需用費</td> <td data-bbox="722 1379 1385 1559">消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品) 燃料費(自動車等の燃料費) 印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費) 修繕費(器具類の修繕費)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1559 722 1648">役務費</td> <td data-bbox="722 1559 1385 1648">通信運搬費(郵送料、電信電話料及び運搬費等)、振込手数料(物品代金・謝金に係るもの)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1648 722 1738">使用料及び賃借料</td> <td data-bbox="722 1648 1385 1738">会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1738 722 1850">備品購入費 光熱水料</td> <td data-bbox="722 1738 1385 1850">機械器具等購入費 機械器具の操作、事務の執行に必要な電気料金等</td> </tr> </tbody> </table> <p>交付対象機関 県基金協会、農地中間管理機構、産地協議会又はこれに準じる事務処理を行う機関</p>	対 象 経 費	旅費	普通旅費(設計審査、検査等のために必要な旅費)日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費)委員等旅費(委員に対する旅費)	賃金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金	共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料	報償費	謝金	需用費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品) 燃料費(自動車等の燃料費) 印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費) 修繕費(器具類の修繕費)	役務費	通信運搬費(郵送料、電信電話料及び運搬費等)、振込手数料(物品代金・謝金に係るもの)	使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料	備品購入費 光熱水料	機械器具等購入費 機械器具の操作、事務の執行に必要な電気料金等
対 象 経 費	旅費		普通旅費(設計審査、検査等のために必要な旅費)日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費)委員等旅費(委員に対する旅費)															
	賃金		日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金															
	共済費		賃金が支弁される者に対する社会保険料															
	報償費		謝金															
	需用費		消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品) 燃料費(自動車等の燃料費) 印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費) 修繕費(器具類の修繕費)															
	役務費		通信運搬費(郵送料、電信電話料及び運搬費等)、振込手数料(物品代金・謝金に係るもの)															
	使用料及び賃借料		会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料															
	備品購入費 光熱水料	機械器具等購入費 機械器具の操作、事務の執行に必要な電気料金等																

別表3 (果樹未収益期間支援事業関係)

項 目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費
2 補助対象果樹等	業務方法書第65条の実施細則で定める果樹については、果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹、中央果実協会が本事業の対象となることを承認した果樹、アボガド、アンズ、イチジク、オリーブ、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、パパイヤ、プルーン、マンゴー、やまぶどう及びライチとし、別表2の1の(5)のウの(ア)のeの品種を除く。 補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、本協会が産地協議会からの申請に基づき、県との協議を経て中央果実協会に申請することとし、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。
3 助成単価等	業務方法書第69条の中央果実協会が実施細則に定める助成単価は、5.5万円/10アールとする。

別表4 (果樹生産性向上モデル確立推進事業)

項 目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	要領第2の3の(8)の別表1に掲げる経費
2 補助率	定額 ただし、農業機械・施設リース費については1/2以内とし、実証等のために行う改植等の経費については別表2に準ずる。
3 1地区当たり事業費	果樹モデル地区1地区当たり1千万円を上限とする。

別表5 (緊急需給調整特別対策事業関係)

項 目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象となる経費	生食用に集荷された果実を加工原料用に仕向ける際の選定選果場における選果経費、一時保管経費及び選定加工工場への輸送の掛かり増し経費とする。下表により算出された額とする。
2 緊急需給調整資金の額	$\text{緊急需給調整資金} = \text{道府県別緊急需給調整対象数量(kg)} \times \text{中央果実協会が生産局長と協議して定める単価(円/kg)} \times 1/2$
3 中央果実協会業務方法書実施細則に定める単価及び指定果実出荷事業者に対する補給金の交付	中央果実協会業務方法書実施細則に定める補助金の単価は44円/kgである。指定果実出荷事業者に対する補給金は当該指定果実出荷事業者の緊急需給調整の実行数量を乗じて算出される額を限度とし定額を交付する。

別表 6 (果汁特別調整保管等対策事業関係)

項 目	補助対象となる経費及び補助率
1 果実製品の調整保管事業	(1) 補助対象となる経費 指定果実その他の果実を原料とした果実製品の製造等に要した資金に係る金利及び低温倉庫の保管料の支払に要する経費 (2) 補助金の額 金利については定額、保管料については2分の1以内
2 果実の産地廃棄事業	(1) 補助対象となる経費 選果場から産業廃棄物等処理施設までの運搬及び廃棄処理に要する経費 (2) 補助率2分の1以内

別表 7 (果実加工需要対応産地強化事業のうち国産果実競争力強化事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 国産果実競争力強化事業	(1) 補助対象経費 ア 部門別経営分析及び需要調査に要する経費 イ 過剰な搾汁設備の廃棄、高品質果汁等製造設備の導入に要する経費 ウ 廃止された工場へ搬入していた加工原料を近隣工場へ輸送するのに要する経費 エ 高品質果汁製造設備等の導入に要する経費 オ 新製品・技術の開発促進又は普及に要する経費  (2) 補助率 (1)のアの経費については定額、(1)のイ及びエの経費については3分の1以内、(1)のウ及びオの経費については2分の1以内  (3) 事業実施者 業務方法書第90条第2項に定める事業実施者については、以下のとおりとする。 (1)のア～ウについては、国産かんきつ果汁製造業者等 (2)のエ及びオについては、全ての国産果樹の加工業者等

別表 8 (果実加工需要対応産地強化事業のうち加工原料安定供給連携体制構築事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
<p>1 加工原料安定供給連携体制構築事業</p>	<p>(1) 補助対象経費</p> <p>ア 一定の品質の加工原料用果実の安定的な供給の取組を支援する事業実施者に対し、加工原料用果実の選別・出荷に要する経費</p> <p>イ 一定の品質の加工用原料果実を安定的な生産を支援する事業実施者に対し、以下の加工原料用果実の作柄安定技術等の導入に要する経費</p> <p>(ア)病害虫被害回避技術の導入に要する経費</p> <p>(イ)地温・土壌水分調整、風害防止技術の導入に要する経費</p> <p>(ウ)土壌改良・園地改良技術の導入に要する経費</p> <p>(エ)生産コスト低減技術に要する経費 等</p> <p>(2) 補助率 定額</p> <p>(1)のアの経費については、長期取引契約に基づき確保又は出荷される加工原料用果実について、品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく加工原料用果実の区分を含む当該階級別取引価格を導入した場合に、加工原料用果実の区分の取引数量(kg)に、実施計画に基づく取組により掛増しに要した経費(円/kg)を乗じた額とする。ただし、上記の補助対象となる取引数量の上限は、果汁原料用を除き 1,000 トンとし補助(交付)単価の上限は30円/kgとするものとする。</p> <p>(1)のイの経費については、長期取引契約に基づき加工原料用果実を生産する園地10a当たり3万円を上限とする。なお、出荷する加工仕向け量(契約)が生食用と加工仕向け量(契約)合計した総出荷量の5割を下回る場合は、3万円に出荷した加工用仕向け量(契約)の割合を乗じた額又は実際に要した経費のいずれか小さい額とする。</p>

別表 9 (果実輸出支援強化事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
<p>1 果実輸出支援強化事業</p>	<p>(1) 果実輸出効率化支援事業</p> <p>ア リーフアーコンテナ等の効率的な活用や産地間連携による混載輸送等効率的な輸出の実施に係る検討会の開催に要する経費</p> <p>イ 効率的な輸出の実証試験に要する経費</p> <p>ウ 報告書の作成に要する経費</p> <p>エ その他本事業実施に必要な経費</p> <p>(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業</p> <p>ア 長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損害防止資材等による品質劣化防止技術等の開発及び応用に係る検討会の開催に要する経費</p> <p>イ 検討結果を踏まえた技術等の開発に・応用による試作等にかかる経費</p> <p>ウ 開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証試験に要する経費</p> <p>エ 報告書の作成に要する経費</p> <p>オ その他本事業実施に必要な経費</p> <p>(3) 補助率 (1)及び(2)の補助率は2分の1以内</p>